

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用される方へ

1 ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

通常、ふるさと納税（地方自治体への寄附）に係る所得税及び市町村民税・道府県民税（以下、住民税）の控除を受けるためには、確定申告（住民税申告）書を提出する必要がありますが、この特例制度により、確定申告書等を提出せずに、原則、所得税の控除相当分と合わせて住民税の控除を受けることができます。

2 ふるさと納税ワンストップ特例制度の対象者

次の（１）及び（２）両方の条件を満たす方です。

（１）確定申告書等を提出する必要がないと見込まれる方

※ 確定申告書等を提出しなければならない自営業者等の方や、給与所得者の方でも医療費控除の申告などで、確定申告書等を提出する予定の方は対象となりません。

（２）ふるさと納税を行う地方自治体の数が年間で５以下であると見込まれる方

※ 同じ地方自治体に年間で複数回ふるさと納税を行った場合でも、地方自治体の数は１で数えます。

〇〇年寄附分		市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る	記入例
〇〇年 〇〇月 〇〇日	高崎市税 殿			
住所	東京都〇〇区〇〇〇〇 123番地	整理番号	フリガナ	タカサキ タロウ
		氏名		高崎 太郎
		個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
		性別		男 女
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	生年月日		男・女 50 4 1

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

寄附金を支払った年月日と寄附金額を記入してください。

※ 複数の寄附について記入することはできません。一回の寄附に対して、一枚の申告特例申請書を提出する必要があります。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
〇〇年 〇〇月 〇〇日	20,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	☒
--------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に對する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に對する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	☒
-------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

年寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
住所		受付日付印
氏名	殿	
受付団体名		

太枠内の項目に内容を記入してください。内容に誤りがあるとワンストップ特例制度の適用を受けられないことがあります。

- ※ 住所は、ふるさと納税を行った年の翌年1月1日（賦課期日）現在の住所で、住民税が課税される市町村の住所を記入してください。
- ※ 寄附を行った年の翌年1月1日までに、記載内容に変更が生じた場合は、「申告特例申請事項変更届出書」を提出する必要があります。
- ※ 個人番号（マイナンバー）について本人確認（番号確認と身元確認）が必要ですので、証明書類の写しを一緒に提出してください。提出書類については裏面をご参照ください

確定申告書、住民税申告書を提出する予定がない場合にチェックしてください。

※ 確定申告書、住民税申告書を提出する予定の方（義務がある方）は、ワンストップ特例制度の適用を受けることができません。

ワンストップ特例制度の申請を行う地方団体の数が年間で5以下であると見込まれる場合にチェックしてください。

※ 5を超える場合は、ワンストップ特例制度の適用を受けることができません。

3 ふるさと納税ワンストップ特例制度の手続き方法

ふるさと納税を行った年の翌年1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請書（55号の5様式）」を以下の添付書類とともに、寄附先の自治体あて（高崎市企画調整課）へ提出してください。

申請書に記入された個人番号（マイナンバー）について本人確認（番号確認と身元確認）が必要です。

申請書を提出する際に、次の(1)又は(2)の書類を併せて同封してください。

(1) 個人番号カードの写し

（表面：身元確認、裏面：番号確認のため）

- ※ カードの両面の写しを提出してください。



【おもて面】



【うら面】

(2) 個人番号通知カードの写し又は住民票の写し（マイナンバー有）※番号確認のため+ ①又は②の写し

※記載事項が最新でない通知カードは、マイナンバーを証明する書類として使用できません。

- ① 写真表示があり、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの

運転免許証、旅券（パスポート）、身体障害者手帳など
どれか1点

- ② 氏名、生年月日又は住所が記載されているもの

健康保険証、年金手帳、
児童扶養手当証書など
どれか2点



【おもて面】

住 民 票	
住 所	群馬県高崎市高松町35番地1
世帯主	高崎 太郎
氏 名	高崎 太郎
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
性別	男
続柄	本人
住民となった日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
本 籍	群馬県高崎市高松町35番地1
筆 頭 者	高崎 太郎
籍 前 住 所	同上
住民票コード	〇〇〇〇〇〇
個人番号	123456789012
住 定 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

4 提出済みの申告特例申請書の内容に変更があった場合

ふるさと納税を行った年の翌年1月10日までに、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書（第55号の6様式）」を企画調整課へ提出してください。なお、ふるさと納税に関する情報が、ふるさと納税を行った年の翌年1月1日（賦課期日）現在の住所で、住民税が課税される市町村に正しく通知されないと、ふるさと納税ワンストップ特例制度を受けることができませんのでご注意ください。

5 注意事項

- ◆ふるさと納税ワンストップ特例制度の対象とならない場合、お住まいの市町村から通知が届き、その後の手続きが必要となることがありますのでご注意ください。
- ◆ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用すると、所得税の控除を受けることができない代わりに、所得税の控除相当分と合わせて住民税が控除されます。結果として、確定申告書を提出した場合と原則同額の控除を受けることができます。ただし、特例控除額が上限に該当している場合は、所得税の控除相当分より控除額が少なくなることがあります。
- ◆提出後に確定申告の必要が生じた場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の対象になりません。確定申告書を提出する際にふるさと納税に関する寄附金控除を併せて申告することで、所得税及び住民税の控除を受けることができます。